

令和5年度

第9回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和5年11月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和5年度第9回千葉市農業委員会総会を千葉市役所2階XL会議室201・202に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	38件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	3件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	2件
議案第6号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	8件
議案第7号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第8号	農地利用最適化推進委員の公募について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	10件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	36件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	15件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）	1件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	2件

<出席委員> (17名)

1番	秋庭重樹	2番	石井一也
3番	小川友安	4番	長谷部衡平
5番	芳澤和哉	6番	小島英男
7番	横山清亮	8番	梶本泉
9番	佐々木貴史	10番	秋葉重雄
11番	大塚秀行	12番	脇田章子
13番	清宮惠理子	14番	小林直樹
15番	市原律子	16番	高橋芳和
17番	齊藤憲次		

<事務局説明員>

事務局長	渡部義憲	次長	中田照子
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	佐々木聡子
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	森末豪		

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p style="text-align: center;">開 会 （ 午後 1 時 1 5 分 ）</p> <p>ただいまより、令和 5 年度第 9 回千葉県農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17 人中 17 人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第 1 「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p style="padding-left: 40px;">議席番号 10 番 秋葉 重雄 委員</p> <p style="padding-left: 40px;">議席番号 11 番 大塚 秀行 委員</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査 2 班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第 2 班 (石井班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の 1 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第 1 項です。</p> <p>お手元の資料 1 ページから 10 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区上大和田町に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります東京都世田谷区に在住の方が所有する緑区上大和田町、下大和田町、土気町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>面接した権利者によりますと、当該法人は取締役の農業者が現場作業を行い、他の従事者はその指導の下、学びながら従事することです。</p> <p>将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ハス、ゴマ、そばなどを予定しております。</p>

<p>事前審査第2班 (石井班長)</p>	<p>す。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>次に、第2項です。</p> <p>お手元の資料11ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区都賀の台4丁目に在住の方が、義務者であります花見川区畑町に在住の方が所有する同区同町の農地を、借受地を所有するため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ほうれん草、人参、そらまめを予定しております。</p> <p>次に、第3項です。</p> <p>本案件は、第4項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料12ページと13ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、若葉区古泉町に在住の方と、同区同町に在住の方が、農作業の効率化のため、同区同町の農地を交換するため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、そらまめ、スイカ、ネギ、イモ類などを予定しております。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>次に、第5項です。</p> <p>お手元の資料14ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区小山町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、キウイを予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>

<p>梶本委員</p>	<p>第1項について、権利者は農地所有適格法人であるとのことですが、どのような経緯で農地所有適格法人となったのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当該法人は本年9月に設立されております。新規の法人で1年目に就農したい場合は、事業計画及び株主等の要件については、その段階での計画で審査することとなります。その計画を審査した結果農地所有適格法人であると判断しました。</p>
<p>梶本委員</p>	<p>同じく第1項について、権利者は多種多様な農機具を所有していますが、以前から就農していてヤミ耕作を行っていたということはないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これらの農機具については、当該法人の地元の農家の方が所有しているものもあれば、今後リース契約を行う予定のものもあります。当該法人は、法人化する以前から地元で土地所有者の了解を得て農作業の一部を行っており、その活動の中で一部の農機具を所有するに至ったとのことでした。</p>
<p>梶本委員</p>	<p>了解しました。そうした行為を行っている場合、農地法第3条による許可申請を受ける際に考慮すべきではないかと思えます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">————— 挙手 —————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>

<p>事前審査第2班 (石井班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書4ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料15ページをご参照ください。 本案件は、専用住宅用地とするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から北に約700メートルに位置する農地です。 農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、ブロック・フェンスを設置し土砂等の流出を防止します。 排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、側溝へ接続します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>

事前審査第2班
(石井班長)

ご説明いたします。

議案第3号ですが、第1項から第32項につきましては、現地調査を実施いたしました。

議案書5ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

本案件は第27項まで及び議案第4号第1項と一体案件ですので、議案第4号第1項の時に一括してご説明いたします。

議案書18ページをご覧ください。

次に、第28項です。

お手元の資料20ページから24ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資証明書、残高証明書を添付しております。

本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出等を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書19ページをご覧ください。

次に、第29項です。

お手元の資料25ページから28ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南西に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入ってない小集団の生産性の低い農

事前審査第2班
(石井班長)

地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第30項です。

本案件は、第31項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料は29ページから31ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸資材置場・駐車場用地とするため、使用貸借権の設定及び所有権の移転をするものです。

申請土地は、JR菅田駅から東に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書の20ページをご覧ください。

次に、第32項です。

お手元の資料32ページから35ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR土気駅から北東に約2.7キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済み

事前審査第2班
(石井班長)

です。

議案書21ページをご覧ください。

次に、第33項です。

お手元の資料36ページをご参照ください。

本案件は、車両置場用地とするため、賃借権の設定をするものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北西に約300メートルに位置する農地です。

農地区分は、300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。

被害防除については、ブロック・フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第34項です。

本案件は、第35項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料37ページをご参照ください。

本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。

申請土地は、千葉都市モノレール動物公園駅から南西に約400メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、ブロック・植栽を設置し、土砂の流出等を防止します。

排水については、土地の一部は污水管に接続し、他は合併浄化槽で処理し、側溝に接続します。雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。

議案書22ページをご覧ください。

次に、第36項です。

お手元の資料38ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権の移転をするものです。

申請土地は、千葉都市モノレール動物公園駅から西に約400メー

<p>事前審査第2班 (石井班長)</p>	<p>トルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に駅が2つあることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は合併浄化槽で処理後、側溝に接続します。雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>議案書23ページをご覧ください。</p> <p>次に、第37項です。</p> <p>本案件は、第38項及び議案第4号第2項、第3項と一体案件ですので、議案第4号第2項、第3項の時に一括してご説明いたします。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号について、第1項から第27項並びに第37項から第38項を除き、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は、第1項から第27項並びに第37項から第38項を除き、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>

<p>事前審査第2班 (石井班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書24ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は、議案第3号第1項から第27項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>なお、本案件は合計転用面積が2万平方メートルを超えることから、千葉市農業委員会にて意見を決定後、千葉県知事が許可の判断を行うこととなります。</p> <p>お手元の資料16ページから19ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、令和3年3月29日付千葉市指令農委第5号の123から137において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。</p> <p>変更内容は、総事業面積と総事業費です。</p> <p>変更の理由は、当初許可後に文化財の本調査にあたって切土から盛土に変更する必要と、雨水等の流出措置を講じる必要が生じ、隣接土地所有者から土地買取の要望があったため、農地転用対象地の追加等の申請を行うものです。</p> <p>議案第3号第1項から第27項に関しまして、申請土地は、京成千原線学園前駅から南西に約800メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>転用の目的は、駅から近く利便性の良い申請地を建売分譲住宅用地としたいというものです。</p> <p>所要金額は、13億7349万2千円増加し、19億349万2千円で権利者はこれを融資により賄う予定です。</p> <p>被害防除については、ブロック擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、雨水管へ接続します。</p> <p>他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在変更手続き中です。</p> <p>議案書25ページをご覧ください。</p> <p>次に、第2項です。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (石井班長)</p>	<p>本案件は、議案第3号第37項及び第38項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料37ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、昭和38年5月17日付県指令農委第5-3397号並びに第5-3398号において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。</p> <p>変更内容は、転用目的の変更です。</p> <p>変更の理由は、当初許可後に所有権を移転し、転用事業を行わないまま許可を受けた者が死亡したため、相続人が転用事業を完了することが困難であるため、転用目的を変更し、当該地の利用を希望する事業者にも所有権を移転するものです。</p> <p>議案第3号第37項及び第38項に関しまして、申請土地は、JR都賀駅から南西に約900メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に医院が2つあることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>転用の目的は、事業拡大により、事業現場と近く利便性の良い申請地を駐車場・資材置場用地としたいというものです。</p> <p>所要金額は、128万2千円で権利者はこれを自己資金により賄う予定です。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、議案第3号第1項から第27項は許可相当、第37項及び第38項は許可、議案第4号第1項は承認相当、第2項及び第3項は承認、と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>清宮委員</p>	<p>第1項について、融資証明書の発行者は消費者金融であるかと思いますが、問題はないのでしょうか。</p>

事務局	当該事業者は千葉県知事による貸金業者の登録がなされているため、正式な金融機関による融資証明書として受け付けております。
清宮委員	融資金額が非常に高額なため、多くの農家の方と契約を締結することになるかと思いますが、この資金はすでに農家の方に支払われているのでしょうか。
事務局	まだ手付けの段階であり、全額は支払われていないと聞いております。
清宮委員	農家の方にとって不利な状況とならないか危惧しております。万が一支払われないことがあった場合の対策はあるのでしょうか。
事務局	すでに土地所有者とは売買契約を締結しております。通常土地の売買契約においては、解約する場合は契約の内容や民法の規定に則ることになるので、支払いのトラブル等が生じた場合は農地法ではなく民法の規定及び売買契約の内容に則って対応することになります。
清宮委員	わかりました。
梶本委員	第2項及び第3項について、60年前に住家を建てる目的で農地転用の許可を取ったにもかかわらず、駐車場・資材置場用地とすることになった経緯がわかれば教えてください。
事務局	昭和38年に農地転用の許可を取り、所有権の移転のみを行い転用事業には着手せずに長い年月が経過してしまったものです。本来であればその間に動きがない場合には許可の取消し等をすべきですが、現在まで許可の取消しには至っておりません。仮に今後許可の取消しを行う場合、所有権の移転についても取り消すこととなり、現実的ではありません。また、現行法では当時の転用目的であった住家を建てることができないため、転用の目的についても実現性がない状態です。現在の所有者に重大な過失がない場合は、計画の変更及び事業の承継を認めてよい旨、国からの通知が出ていますの

事務局	で、その通知に則り承認申請を受け付けております。
梶本委員	わかりました。これだけ長い年月が経過する前に許可の取消しをすべきだったのではないかと思います。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号第1項から第27項及び議案第4号第1項の千葉県知事許可及び承認案件については、許可相当及び承認相当、議案第3号第37項から第38項並びに議案第4号第2項から第3項については許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号第1項から第27項は許可相当、第37項及び第38項は許可、議案第4号第1項は承認相当、第2項及び第3項は承認、と決定いたします。 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班班長、説明願います。
事前審査第2班 (石井班長)	ご説明いたします。 議案書の27ページをご覧ください。 第1項です。 併せて、資料の40ページから42ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。 本件は、埼玉県越谷市に所在を置く法人が、花見川区宇那谷町に在住の個人が所有する、同町の畑1筆において、隣接地で建築する特別養護老人ホームの工事関係者の駐車場・資材置場・仮設現場事務所・仮設トイレとして利用するため、一時転用許可を取得するものです。 施設の概要としましては、仮設現場事務所2階建て1棟、仮設トイレ1棟で、駐車場として使用する部分には、鉄板を敷き、造成は行いません。

<p>事前審査第2班 (石井班長)</p>	<p>被害防除対策として、仮囲いを設置し、排水については、雨水は自然浸透、汚水については本管に接続します。</p> <p>一時転用期間は、令和5年11月21日から令和7年3月31日です。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>併せて、資料43ページから45ページの位置図、公図及び土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>本件は、稲毛区弥生町に所在を置く法人が、千葉県農業委員会により令和2年11月18日付けで更新をした営農型太陽光発電設備について、2回目の更新を行うものです。</p> <p>発電出力は625キロワットで、パネルの設置面積は9537.75平方メートル、支柱等の農地接地面積は、86.46平方メートルです。</p> <p>更新期間は令和5年12月1日から令和8年11月30日までの3年間です。</p> <p>ニンニク、キャベツ等を栽培していましたが、連作障害や出荷先の確保に課題があり、サツマイモ、ブルーベリーに品目の変更をすることです。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第5号を、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手願います。</p>
<p>楢本委員</p>	<p>第2項について、営農の適切な継続のためには、下部の農地における収量が地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減収しない旨の要件があるかと思いますが、前回の許可時からの3年間においてこの要件は満たしていたのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これまでの3年間は主にジャガイモ、ニンニク、キャベツを栽培していましたが、上手くいかず、下部の農地における収量が地域の平均的な単収と比較して2割以上の減少が見られました。そこで、この度</p>

事務局	作付品目をサツマイモ、ブルーベリーに変更して、一時転用許可の再取得をしたいとのことです。
梶本委員	わかりました。以前にもお話ししましたが、本件については権利者の方に、千葉市農政センターや千葉県農業事務所において栽培方法等を学んでもらう旨を要望します。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号は、許可と決定いたします。 次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第4項から第7項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。 それではまず、第4項、第5項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
議場	——— 関係委員退室 ———
議長 (長谷部会長)	それでは初めに、第4項、第5項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。
事前審査第2班 (石井班長)	ご説明いたします。議案書の29ページをご覧ください。 本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものであり、農

<p>事前審査第2班 (石井班長)</p>	<p>地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。</p> <p>第4項と30ページの第5項は、権利者が同一のため一括して説明します。若葉区中野町在住の農家の方が、同町在住の方、他1名が所有する同町の田2筆、合計面積5,359㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第4項、第5項については、原案どおり決定といたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 関係委員入室 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>続いて、第6項、第7項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>

議場	<p style="text-align: center;">—— 関係委員退室 ——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>第6項、第7項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (石井班長)	<p>ご説明いたします。議案書の30ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。</p> <p>第6項と31ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区東山科町在住の農家の方が、同区野呂町在住の方、他1名が所有する同町の畑2筆、合計面積6,392㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「人参、トマト、サツマイモ」です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">—— 挙 手 ——</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第6項、第7項については、原案どおり決定いたします。</p>
	<p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>————— 関係委員入室 —————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第1項から第3項及び第8項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (石井班長)</p>	<p>議案書の28ページをご覧ください。</p>
	<p>第1項は、緑区あすみが丘東在住の農家の方が、若葉区中野町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積991㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「人参、里芋、落花生」です。</p>
	<p>第2項は、若葉区中野町在住の農家の方が、美浜区新港在住の方が所有する若葉区中野町の田3筆、合計面積4,316㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>次に29ページをご覧ください。</p>
	<p>第3項は、緑区おゆみ野南在住の農家の方が、同区平川町在住の方が所有する同区大高町の畑1筆、面積3,785㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「スイカ、ピーマン、菜花」です。</p> <p>次に31ページをご覧ください</p>
	<p>第8項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。</p> <p>緑区大椎町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の田2筆、合計面積2,127㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p>
	<p>第1項から第8項の合計面積は、22,970㎡です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p>

<p>事前審査第2班 (石井班長)</p>	<p>事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 挙 手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第1項から第3項及び第8項についても、原案どおり決定といたします。 次に、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班班長、説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (石井班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の33ページをご覧ください。 被相続人が所有し、耕作していた緑区おゆみ野中央の畑計3筆、面積1,432平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。 相続人である千葉市緑区おゆみ野中央在住の子が、被相続人から引き続き耕作を行っていることを、太田推進委員と事務局職員にて、10月23日現地調査を実施し確認しております。 事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>

議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手願います。</p>
榑本委員	<p>本件については農地の所在地が市街化区域内だと思ひますが、生産緑地に該当しませぬか。</p>
事務局	<p>いづれも生産緑地に該当してひます。</p>
榑本委員	<p>生産緑地地区内の農地等について、相続税の納税猶予の営農継続要件が終身となつてひます。このことは承知されてひるのでしょうか。</p>
事務局	<p>説明してひますので、承知されてひるものと思ひます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無ひようですので、採決いたしひます。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願ひます。</p>
議場	<p>—— 挙 手 ——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でござひますので、議案第7号については、承認と決定いたしひます。</p> <p>次に、議案第8号「農地利用最適化推進委員の公募について」を上程いたしひます。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号についてご説明いたしひます。</p> <p>議案書34ページ、資料の46ページをご覧ください。</p> <p>内容としましては、「1 募集の理由」にありひますように、令和5年7月25日付の小澤委員の辞任により生じた推進委員の欠員について、今後、募集を行つていくものです。</p> <p>なお、農業委員会法により、欠員委員の募集から選考委嘱までの手続きは当初募集の手順と同様に行う必要がありひます。また、農業委員とは異なりひますので、市議会の同意、市長の任命は必要ありひませぬ。</p>

<p>事務局</p>	<p>「2 募集人数」は1人で、「3 委員の募集する担当区域」は欠員となった花見川区畑町等の第4地区です。「4 応募受付期間」は令和5年12月11日から令和6年1月10日までで、「5 応募書類」は、事務局、農政センターなどで配布いたします。ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>「6 応募書類の提出先」は農業委員会事務局です。</p> <p>「7 提出方法」は郵送または持参です。</p> <p>「8 広報について」は、市政だより、農業委員会だより、市ホームページなどを通じて広報を行って参ります。</p> <p>なお、新しい委員の任期ですが、他の委員と同様に令和8年7月19日までとなります。</p> <p>議案第8号の説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事務局の説明のとおり、農地利用最適化推進委員を公募することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第8号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の35ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、16ページまでに2件ございました。</p>

<p>事務局</p>	<p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の36ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、37ページまでに10件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の38ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の43ページまでに36件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の44ページをご覧ください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、1件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の45ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、15件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の46ページをご覧ください。</p> <p>報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）」は、1件ございました。</p> <p>内容につきましては、10月の総会で審議されたもので、10月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p>
------------	--

事務局	<p>議案書の４７ページをご覧ください。</p> <p>報告第７号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第５条）」は、２件ございました。</p> <p>内容につきましては、１０月の総会で審議されたもので、１０月１６日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>報告案件につきましては、以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第１号から第７号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
梶本委員	<p>報告第１号について、２件ともあっせん等の希望が有となっておりますので、こうしたケースについてはできる限り農地銀行に登録してもらえよう要望します。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問は無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和５年度第９回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆様には、ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 （午後２時２２分）</p>